

・就学前児童の学校教育・保育について

№	②事業名	③事業概要等	④提供区域	⑤令和4年度 計画上の確保 (数) 方針	⑥令和4年度 確保状況	計画に対 する進捗 率	⑦令和4年度 事業実績	⑧令和4年度 確保に向けた具体的な取り組み	⑨令和4年度 事業実績に対する評価	⑩令和5年度確保策及び今後の 課題	⑪事業所管課	⑫事業計 画 ページ
(1)	就学前児童の学校教育・保育の提供体制	《事業内容》幼児期における質の高い学校教育・保育の提供と待機児童等の解消に向けて、認可保育園の整備、幼保連携型認定こども園への移行及び小規模保育施設の整備を推進する。	市域全体	-	-	-	-	-	-	今後は、保育ニーズの動向に注視し、また、保育施設の老朽化による児童の安全で快適な環境の確保を図るため、施設整備の必要性について検討をしていく。	施設指導課	第2期計画 P44

・地域子ども・子育て支援事業

№	②事業名	③事業概要等	④提供区域	⑤令和4年度 計画上の確保 (数) 方針	⑥令和4年度 確保状況	計画に対 する進捗 率	⑦令和4年度 事業実績	⑧令和4年度 確保に向けた具体的な取り組み	⑨令和4年度 事業実績に対する評価	⑩令和5年度確保策及び今後の 課題	⑪事業所管課	⑫事業計 画 ページ
(2)	延長保育（時間外保育）事業（開所時間を超えた後の延長）	11時間の開所時間を超過して保育を実施する。 《実施場所》各保育所（園）	市域全体	-	-	-	【民間保育施設】 実施箇所数 82園 延べ利用児童数 109,724人 うち標準時間 93,720人 短時間 16,022人  【公立保育所・こども園】 利用児童数 8,618人 【幼稚園型認定こども園】 実施箇所数 2園 延べ利用人数：575人	計画上の確保数は登録人数を年間確保数としているが、現状で利用ニーズに対応した供給量を満たしている。（延長保育は、希望があれば、受け入れる必要があるため。）	計画上の確保数は登録人数を年間確保数としているが、現状で利用ニーズに対応した供給量を満たしている。（延長保育は、希望があれば、受け入れる必要があるため。）	必要量は満たしており、今後も継続して事業継続を行っていく。	施設給付課  保育課 学校教育推進室	第2期計画 P62
(3)	留守家庭児童育成事業	《対象》 小学校又は義務教育学校（前期課程）等の児童 《事業内容》 保護者が就労等で放課後家庭にいない児童を問わず、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図る。 《実施場所》 小学校又は義務教育学校（前期課程）内	小学校又は義務教育学校（前期課程）区	4,274	4,770	112%	令和4年度 定員 4,770人 利用児童数 4,148人（令和4年5月時点）	令和4年度に向けた入会希望調査やその結果に基づき学校と協議して空き教室の確保を行うことで、計画上の不足数を確保した。	教室整備や空き教室の確保を行うことで、令和2年度に計画上の不足数は確保できたが、令和4年度も計画上の利用見込を超えた申込があり待機児童が発生したクラブもあった。	計画上の利用見込数を超過して申込があるクラブについては、今後も入会希望調査の実施や実際の入会状況の推移を踏まえながら整備を進めて行く。	青少年教育課	第2期計画 P63
(4)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	《対象》保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合 《事業内容》児童養護施設などにおいて児童を預かる。 《実施場所》児童養護施設（5施設）・乳児院（1施設）	市域全体	-	-	-	実施施設 児童養護施設 5施設 乳児院 1施設  使用実績 ショートステイ 延30人、225日 トワイライトステイ 0人、0日	一時保護や短期入所の実績のある児童養護施設5施設及び乳児院1施設において事業を実施している。支援を必要とする家庭の需要量と、実際に利用の確保ができた供給量の実態を把握し次年度の確保検討に努めている。	支援を必要とする家庭のニーズに対応できるだけの供給が、実施施設において、一時保護の状況や感染症等の影響で確保が困難な場合があり常時利用できる状況になく、利用希望者のニーズに十分対応できていない。	支援を必要とする家庭が円滑に事業を利用できるように、事業を実施している児童養護施設等と連携を強化し、実態を把握して、利用希望者のニーズに対応できる方策を検討する。	子ども相談課	第2期計画 P67
(5)	地域子育て支援拠点事業	【子育て支援センター（旭町・鴻池・荒本・長瀬・楠根・布施・石切）】 《対象》就学前児童と保護者 《事業内容》公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施する。 《実施場所》7施設で実施 【つどいの広場】 《対象》就学前児童と保護者 《事業内容》主に乳幼児とその親が、いつでも気軽に参加できる交流の場を設置する。 《実施場所》18箇所	整備圏域	-	-	-	【子育て支援センター（子ども・保護者）】 実施箇所数 7か所 年間延利用者数 旭町 11,506人 荒本 3,716人 長瀬 6,003人 鴻池 6,012人 楠根 7,755人 布施 9,958人 石切 4,300人  【つどいの広場】 実施箇所数 18か所 年間延利用者組数 26,515組 コロナウィルス感染症対策のため、引続き人数制限等を行いながら運営。	令和4年度に新たに1か所開設。子育て支援センター7か所に事業を実施している。	子育て支援センターが新たに1箇所開設したため供給量が増加した。	【子育て支援センター】 利用者のニーズに合わせながら、今後も継続して事業継続を行っていく。	保育課	第2期計画 P68
(6)	一時預かり事業 ① 幼稚園型（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり）	教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動を実施する。 新制度：幼稚園・認定こども園において教育標準時間を主な対象とした「一時預かり事業」の「幼稚園型」として新たに位置づけられている。 《実施場所》各幼稚園・認定こども園	市域全体	-	-	-	【認定こども園】 実施箇所数 33園 延べ利用児童数 123,876人  【公立幼稚園】 実施箇所数 4園 延べ利用人数：3,017人 【幼稚園型認定こども園】 実施箇所数 2園 延べ利用人数：3,636人  【幼保連携型認定こども園】 実施箇所数 4園 延べ利用人数：4,782人	認定こども園の1号認定児の在園児に対する延長保育であり、現状では需要が生じた場合にはそれに対応しているため、必要見込み量は満たしている。	ニーズに対応した供給量の確保ができていない。	【認定こども園】 必要量は満たしており、今後も継続して事業継続を行っていく。	施設給付課  学校教育推進室  保育課	第2期計画 P70

(7)	一時預かり事業 ②-1 一般型（就労型）	主に就労しているが保育所（園）に入所できない場合や不規則の就労に対応。 《実施場所》各保育所（園）・認定こども園	市域全体	-	-	-	<b>【公立施設】</b> 実施箇所数 6園 利用児童数 2,100人 <b>【公立幼稚園】</b> 実施箇所数 1園 延べ利用人数：88人 <b>【幼稚園型認定こども園】</b> 実施箇所数 2園 延べ利用人数：653人	<b>【民間保育施設】</b> 事業委託しているつどいの広場での新規確保には至っていないが、民間保育施設で一園新規開設あり。また、公立施設から民間へ移行した施設もあり、実施施設の確保・維持に努めている。	<b>【民間保育施設】</b> 民間保育施設での新規開設や公立施設から民間への移行施設もあり確保数の維持向上に努めている。	<b>【民間保育施設】</b> 職員体制が確保できず事業継続が困難な施設もある。今後、現状の受入れ体制の維持及び増加できるように検討していく。	保育課 学校教育推進室	第2期計画 P71
				<b>【民間保育施設】</b> 実施箇所数 30か所 延べ利用児童数 11,980人	施設給付課							
	一時預かり事業 ②-2 一般型（リフレッシュ型）（新規）	主に在宅で子育てされている方を対象としてリフレッシュや通院などが目的の一時預かりに対応している。	市域全体			<b>【公立施設】</b> 実施箇所数 7園 利用児童数 2,138人 <b>【公立幼稚園】</b> 実施箇所数 1園 延べ利用人数：121人 <b>【幼稚園型認定こども園】</b> 実施箇所数 2園 延べ利用人数：284人					<b>【民間保育施設】</b> 実施箇所数 37か所 延べ利用児童数 2,545人	保育課 学校教育推進室
									施設給付課			
(8)	病児保育事業	《対象》児童が発熱等の急な病気となった場合 《事業内容》児童が病気回復期に至らない場合で当面症状の急変が認められない場合や児童が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間に病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業である。	市域全体	-	-	-	<b>【病児保育】</b> 実施箇所数 3か所 延べ利用児童数 1037人  <b>【病後児保育】</b> 利用児童数 0人	市内東部地域において、新たな病児保育事業委託施設が開設した。また、コロナ禍の影響による利用者減少に伴う経営安定化対策のため、市独自の補助を行った。	新規施設開設に伴い供給量がより一層確保されたが、コロナ禍の影響による利用者減少については完全に回復には至っておらず、今後対応策等の検討が必要。	<b>【病児保育】</b> 既存施設の経営安定化に向けて利用促進等に努める。  <b>【病後児保育】</b> 事業の継続について今後検討していく。	施設給付課 保育課	第2期計画 P72
(9)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）	《事業内容》主に児童の預かりや送迎・育児のリフレッシュなどにつき、子育ての援助を受けた方（依頼会員）からファミリー・サポート・センターへ援助の依頼があり、依頼内容を引き受ける方（援助会員）へつなぐ相互援助ネットワークとして組織する。	市域全体	-	-	-	・登録会員数 398人 援助会員 105人 依頼会員 281人 両方会員 12人  ・援助活動 1441件  会員養成講座（3回）、交流会（2回）、子育て講座（4回）	計画策定時点で供給量が需要量を上回っているため、確保策は設定していない。	援助が必要な方へのニーズに対応した供給量の確保ができていない。	依頼会員、援助会員ともに増やしていくとともに、安全面について一層の充実を図るべく、会員養成時だけでなくフォローアップも含めた講習時間の拡充に努めていきたい。援助内容として、一時的なものではなく継続的なニーズが見られるので、援助者の確保の点でより多く、地域間の偏りのない援助会員の登録が必要とされている。	施設給付課	第2期計画 P73
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	<b>【こんにちは赤ちゃん事業】</b> 《対象》生後4か月までの乳児のいるすべての家庭 《事業内容》各家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	市域全体	-	-	-	訪問件数 2,987件	確保策の設定はしていない。ニーズに対応した供給量を確保している。	ニーズに対応した供給の確保ができていない。	ニーズに対応した供給量はみたとおり、今後も継続して事業を行っていく。	母子保健・感染症課	第2期計画 P74
(11)	養育支援訪問事業	《対象》養育支援が特に必要な家庭 《事業内容》家庭訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う。	市域全体	-	-	-	支援家庭 18家庭（実世帯数） 訪問回数 68回	確保策に設定はしていない。ニーズに対応した供給量を確保している。	ニーズに対応した供給量の確保ができていない。	支援が必要な家庭を見落とさないよう状況を把握し、関係機関が連携し、必要な支援に繋げるように努める。	子ども相談課	第2期計画 P75
(12)	妊婦健診	《対象》妊婦 《事業内容》市町村が、必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行います。妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を実施する。	市域全体	-	-	-	妊婦前期券 2,791件 妊婦中期券 2,701件 妊婦後期券 2,360件 妊婦基本券 延 24,839件 妊婦補助券 24,521件 多胎券 37件 産婦①2,092件 ②1,442件 ※4月24日現在	確保策の設定はしていない。ニーズに対応した供給量を確保している。	ニーズに対応した供給量の確保ができていない。令和3年4月から妊婦健康診査費用助成の拡充により、助成回数が17回になった。多胎妊娠の方については、基本券3枚が追加交付され、合計5回となった。産後うつ予防にも力を入れ、産婦健康診査の結果を保健師や助産師が確認し必要な支援につなげている。	受診件数が向上するよう、今後も継続して事業を行っていく。	母子保健・感染症課	第2期計画 P76
(13)	利用者支援事業	《事業内容》子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	市域全体	拠点数 4	4箇所	100%	<b>【施設利用相談課】</b> 「特定型」 子育てサポーター相談実績 14215件 <b>【施設給付課】</b> 「基本型」 5,798件	基本型では、子育てサポーターの本庁集約等により、情報共有等が進み、スキルアップに繋がっている。	基本型の子育てサポーターは、乳幼児健診、地域の「親子の遊びの場」に出向いて情報提供・相談等に応じるアウトリーチを強化してきた。関係機関との連携も強化出来た。	複雑化した相談内容等に対して子育てサポーターのさらなるスキルアップを図るとともに、連携先が多岐に渡る複合的なケースについて、新たな連携方法を検討する必要がある。	施設給付課 施設利用相談課	第2期計画 P77